

議案第 4 3 号

財産の譲渡について《旧大阪府立久美浜臨海学校跡地》

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり譲渡金額を減額して財産を譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

1 譲渡する財産

ア 名 称	旧大阪府立久美浜臨海学校跡地
イ 所 在 地	京丹後市久美浜町湊宮小字高山沖 1 0 4 6 7 番 2 9
ウ 地 目	宅地
エ 地 積	9 , 0 0 4 . 2 9 平方メートル

2 譲 渡 金 額	4 2 , 9 5 0 , 0 0 0 円
-----------	-----------------------

3 譲渡の相手方

京都府京丹後市久美浜町湊宮 4 6 7 番地の 6 0

社会福祉法人 太陽福社会 理事長 鹿野 勇

提案理由

旧大阪府立久美浜臨海学校跡地を利活用するため、市有財産である土地を社会福祉法人に譲渡金額を減額して譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

議案第43号 参考資料



【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 3 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第43号
財産の譲渡について《旧大阪府立久美浜臨海学校跡地》

政策等
の区分

計画 ・ **事業** ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》		《市民参加の状況》					
未利用財産である旧大阪府立久美浜臨海学校跡地を利活用するため、譲渡金額を減額して社会福祉法人に譲渡するものである。 名称 旧大阪府立久美浜臨海学校跡地 所在地 京丹後市久美浜町湊宮小字高山沖10467番29 地目・地積 宅地 9,004.29平方メートル 譲渡金額 4,295万円 ※買受申出金額は8,590万円。譲渡金額は5割減額適用後。 減額の条件は、社会福祉法人による社会福祉事業に使用。		有 ・ (無) (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
		《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》					
未利用財産の有効活用を図る。		社会福祉法人による福祉施設の整備・運営により、さらなる福祉の増進が図られる。					
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》					
令和4年8月	市有財産利活用推進本部会議	総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）			
令和4年9月	第1回公募						
令和5年4月	第2回公募						
令和5年11月	第3回公募						
令和6年1月	事業計画ヒアリング審査						
《政策等の実施時期》		○その他の計画(該当する場合のみ)					
令和6年3月	売買代金の請求（納期限は、請求から30日以内）	計画名称					
令和6年4月	売買代金の収納及び引渡し	策定年度					
		計画期間					
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		総務部	財産活用課	(有)・無 位置図等			